

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年12月10日

新潟市長 中原八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市北区役所内飲料自動販売機に係る公有財産貸付
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市北区役所地域総務課
(4) 入札日時・場所	令和7年12月24日（水）10時00分 新潟市北区役所 3階 301会議室
(5) 貸付期間・貸付（設置）場所	令和8年2月1日から令和13年1月31日まで (5年間・更新なし) 新潟市北区役所庁舎 1階エントランスホール脇 (新潟市北区東栄町1丁目1番14号)
(6) 入札方式	売上額100円に対する貸付単価での入札とします。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することができます。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることができます。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。

(12) 予定価格	公表しません。
(13) 最低貸付料	設けます。
(14) 契約締結について議会の議決 を要するための仮契約	無
(15) その他特記事項	一般競争入札を行い、貸付単価（商品の販売に係る 売上額100円に対する貸付料）の最高金額をもつて有効な入札者を落札者として決定します。 落札者決定後、新潟市公有財産規則等に基づき申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置者となります。

## 2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 令和4年4月1日以降申請の日までの間に、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- (6) 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

## 3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加申請書（自販機様式1）：2部
  - イ 事業者（会社）概要：1部  
会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記があれば、形式を問いません。（パンフレットに補記することも可）
  - ウ 自動販売機設置実績報告書（自販機様式2）：1部
  - エ 誓約書（自販機様式4）：1部
  - オ 設置する自動販売機のカタログ：1部  
(寸法、消費電力、その他機能が確認できるもの)
- (2) 提出先 新潟市北区役所 地域総務課 地域・防災グループ  
新潟市北区東栄町1丁目1番14号  
新潟市北区役所2階

- 電話 025-387-1115  
FAX 025-387-1020  
メール chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp
- (3) 提出方法 持参  
(4) 申請期限 令和7年12月18日（木）  
(5) 受付期間 入札公告の日から申請期限日までの午前9時～午後5時（土・日曜を除く）

#### 4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。提出は入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。  
(2) 提出期限 令和7年12月15日（月）午後5時まで  
(3) 提出先 北区役所地域総務課  
(4) 提出方法 メール ([chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp](mailto:chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp))  
(5) 回答日 令和7年12月17日（水）までに回答  
(6) 回答方法 個別にメールで回答するほか、ホームページへ掲載します。  
(7) その他 来庁・電話・FAXでの受付は一切行いません。

質疑書には返信用メールアドレスを記入してください。

#### 5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出してください。  
(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。  
(3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。  
(4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。  
(5) 入札金額は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記入してください。  
貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してください。貸付料請求の際に、別途消費税及び地方消費税を加算します。  
(6) 入札金額は、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。  
(7) 予定価格以上で、最高の価格が同額で2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。  
(8) 予定価格以上での入札がないときは、直ちに再度入札を1回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者は、再度入札に参加できません。  
(9) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

(10) 設置機械は、公告の日から1年以内に製造された未使用品とします。既設置者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。

#### 6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

#### 7 落札者が設置を辞退した場合

落札者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定者を決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定者の次に高い金額をもって有効な入札を行った申請者を設置予定者とし、新たな設置予定者を決めることができます。

## 自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

### 1. 入札(公募)物件

#### (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

・対象となる貸付場所は、次のとおり。

- 新潟市北区役所庁舎 1階 エントランスホール脇(別紙位置図参照)

#### (2) 貸付場所、貸付面積、台数及び最低貸付料(月額)

物件番号	貸付場所	貸付面積	台数	最低貸付料(月額)
1	新潟市北区東栄町1丁目1番14号 新潟市北区役所庁舎 1階 エントランスホール脇	2.32m <sup>2</sup>	1	2,154円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置面積、転倒防止用器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含む。回収ボックスは、新潟市と協議のうえ設置すること。

※2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札前に設置場所の確認をしておくこと。

### 2. 貸付期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで(5年間・更新なし)

### 3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

#### (1) 大きさ、デザイン及び電力等

① 飲料自動販売機とし、自動販売機の大きさは、「貸付面積」以内で、おおよそ W1,400×D900×H1,900(mm)以内とすること。重量は約380kg以下とすること。

② デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること

○ 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること

○ 硬貨投入口が受け皿型(一括投入方式)となっていること

○ 硬貨返却レバーは、小さな力で容易に操作できるものであること

○ 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること

○ 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること

○ 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置(車椅子対応)にもボタンがあること

○ 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

③ 設置する機械は、公告の日から1年以内に製造された未使用機械とする。

#### (2) 災害対応

① 大規模災害発生時において、新潟市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。

② 災害対応型であることを表示していること。

### (3)環境対策

- ①ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン(ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン)を冷媒として採用した機種とする。
- ②「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

### (4)安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。なお、転倒防止用補助版の取付位置については、新潟市と現地協議の上、決定する。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

### (5)使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
  - ・プラスチック製または金属製とする。
  - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理する。

### (6)自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 4. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

## 5. 貸付料

- (1) 貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、新潟市の指定する期日(下表)までに支払う

ものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。

(2) 標準貸付料は、自動販売機に係る貸付料算定期間(下表)の売上総額を100で除した値に「貸付料入札書」に記載された貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)とする。

なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、新潟市に支払うものとする。

回数	貸付料算定期間	納付期限
第1回	2月1日～4月売上額確認日	6月10日
第2回	4月売上額確認日～7月売上額確認日	9月10日
第3回	7月売上額確認日～10月売上額確認日	12月10日
第4回	10月売上額確認日～1月31日	3月10日

## 6. 売上手数料

徴収しない。

## 7. 費用負担

### (1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置(電気、配線等)維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

### (2) 電気料金

① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。

② 新潟市が発行する納入通知書により、新潟市が指定する期日までに納入すること。

### (3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。

専用子メーターを設置する場合は、検定付で有効期限内の証明用電気計器を設置すること。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

## 8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

## 9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 10. 商品等の盗難及び破損

(1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 11. その他

- (1) 事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は自動販売機を設置する期間中に、財務部契約課が管理する入札参加資格者名簿（業務委託用）の登録が、失効することのないよう対応すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

## 12. 参考データ

年間販売実績本数(北区役所庁舎1F エントランスホール脇)

- ・令和4年度 9,473本
- ・令和5年度 8,376本
- ・令和6年度 9,785本

## 業務実施要領

### 1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い、設置事業者に保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は缶・ペットボトルに限るものとし、ガラスびんは禁止する。
- (3) 新潟市又は設置事業者が自動販売機の機種(型式)並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、事前協議すること。
- (4) 設置事業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは新潟市と事前協議すること。

### 2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること。

### 3 売上金額等の確認について

設置事業者は各月の売上金額等を、自動販売機のカウンターにより毎月 25 日以降月末までに確認し、翌 15 日までに新潟市へ売上金額等を証する書類を提出すること。ただし、新潟市が立ち合いを申し出た場合は、新潟市立ち合いの上確認すること。また、新潟市が売上金額等の調査を行う場合には、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

### 4 貸付料の納入

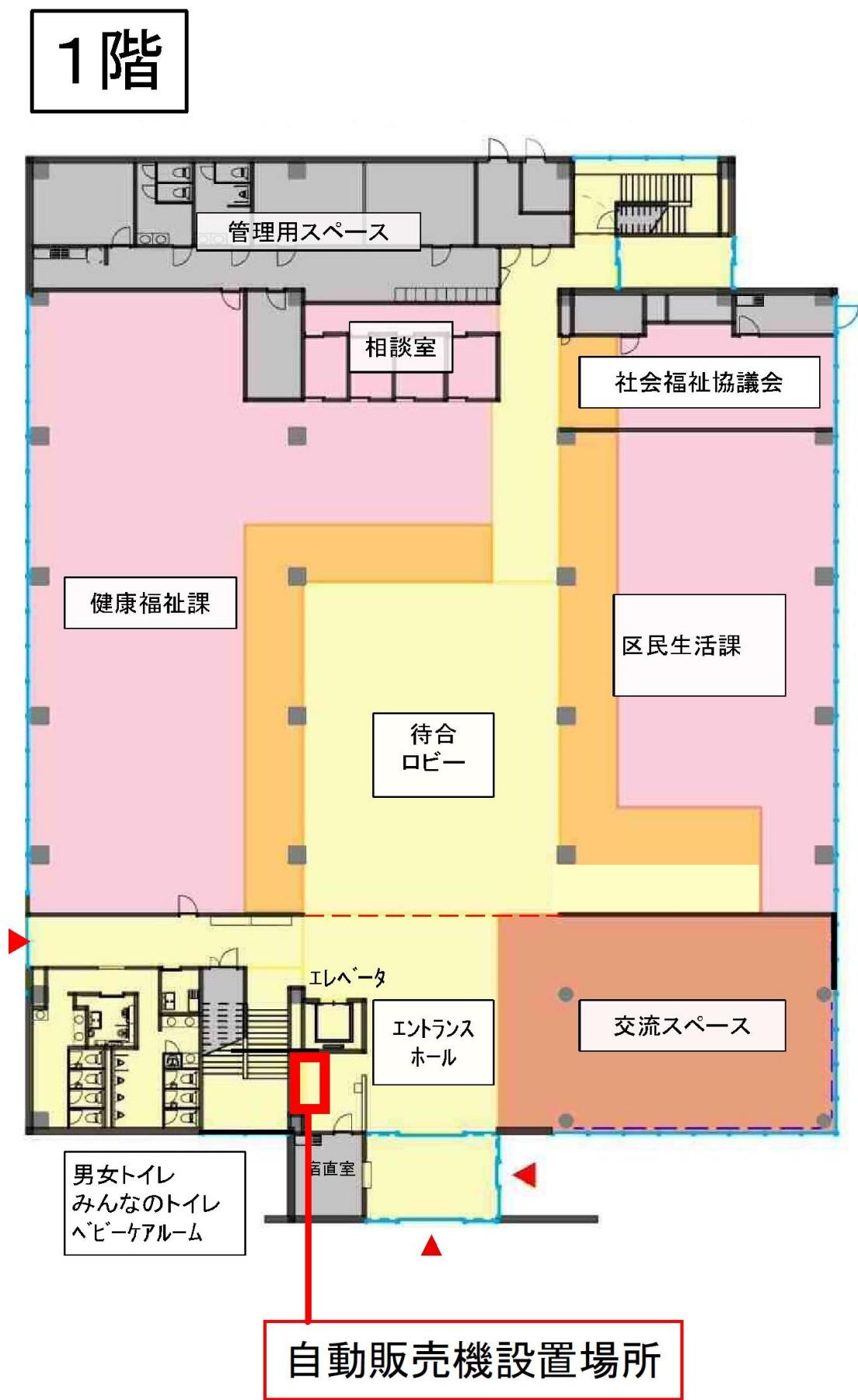
- (1) 新潟市の発行する納入通知書により支払うこと。
- (2) 契約に定めた納入期限までに、納入を完了すること。
- (3) 貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

### 5 設置事業者の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検(賞味期限切れ等)は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

### 6 その他

- (1) 新潟市又は設置事業者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは、直ちに相互に通報すること。
- (2) 設置事業者は、自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の稼動は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実に行うこと。
- (5) 施設内では新潟市の指示に従うこと。



## 市有財産賃貸借契約書

貸付人新潟市(以下「甲」という。)と借受人●●●●(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産(建物)賃貸借契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

- 第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。  
2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

### (貸付物件)

- 第2条 甲は、甲が所有する別紙表示の財産(以下「貸付物件」という。)を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

### (使用目的)

- 第3条 乙は、貸付物件を、自動販売機の設置場所として供さなければならない。

### (設置仕様書)

- 第4条 乙は次の各号について別紙「自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書」のとおり自動販売機を設置する。

- (1)設置場所 新潟市北区役所庁舎 1階 エントランスホール脇
- (2)設置台数 1台
- (3)設置条件 別紙のとおり

- 2 前項を変更しようとするときは、甲乙協議のうえ定める。

### (乙の業務内容等)

- 第5条 乙は、別紙「業務実施要領」により自動販売機の管理、商品及び材料の搬入並びに売上金の回収を行うものとする。

- 2 乙は、売上状況を毎月25日以降翌月15日までに甲に報告し、甲はこれを確認するものとする。

### (売上金)

- 第6条 自動販売機の売上金は、乙に属するものとする。

### (費用負担)

- 第7条 乙は自動販売機の設置に伴う次の経費を負担する。

- (1)自動販売機の搬入設置及び撤去に伴う運搬費、工事費等
- (2)自動販売機の稼動に必要な点検調整費、修理費等
- (3)ごみ箱、空き缶回収箱等、甲の指示する設置に伴う物品
- (4)自動販売機の正常稼動に必要な光熱水費
- (5)ごみ処理費

- 2 前項第1号の工事を実施するときは、予め、甲の承認を得なければならない。

- 3 第1項第4号の光熱水費については、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入するものとする。

### (商品・機種等の盗難・破損)

- 第8条 甲は甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に關しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担する。

(貸付期間)

第9条 貸付期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

2 本契約は、民法(明治29年法律第89号)に基づく賃貸借契約であるので、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は適用されない。

(貸付料)

第10条 毎月の貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に貸付単価(売上額100円に対する貸付料)●●.●●円を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、乙は次に掲げる納付期限までに、貸付料を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

回 数	貸付料算定期間	納付期限
第1回	2月1日～4月売上額確認日	6月10日
第2回	4月売上額確認日～7月売上額確認日	9月10日
第3回	7月売上額確認日～10月売上額確認日	12月10日
第4回	10月売上額確認日～1月31日	3月10日

備考 売上額確認日とは、別紙「業務実施要領」の3により、売上金額を確認した日をいい、売上の総合計額とは、同要領の3により確認した額をいう。

(遅延損害金)

第11条 乙は、第10条に規定する貸付料、第18条に規定する違約金又は第7条第1項第4号及び同条3項の光熱水費を甲が定める期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則(昭和59年規則第19条)で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(契約不適合の際の責任)

第13条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(使用上の制限)

第14条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

(物件保全義務等)

第15条 甲は、貸付物件について修繕義務を負担しない。

2 乙は、この契約による貸付物件が市有財産であることに常に考慮し、善良な管理者としての注意をもつて貸付物件の維持保全につとめなければならない。

3 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、あるいはこの契約にかかる業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(貸付物件の引渡し)

第17条 甲は、第9条第1項に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

(違約金)

第18条 乙は、第9条第1項に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1)第3条又は第12条に定める義務に違反又は第19条の2に該当した場合は、

金77,544円

(2)第14条第1項又は第16条に定める義務に違反した場合は、

金25,848円

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約解除)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)甲が貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合

(2)乙がこの契約に定める義務に違反した場合

(3)乙が自己の都合により、自動販売機を取り下げる場合で、事前に甲に書面により通知したとき。

(暴力団排除措置による契約解除)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1)暴力団又は暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。(以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。))であると認められる場合

(2)役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められる場合

(3)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4)役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5)役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6)役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(貸付物件の返還)

第20条 乙は、第9条第1項に定める貸付期間が満了したとき又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費はすべて乙が支弁するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は第9条第1項に定める貸付期間が満了し、又は第19条若しくは第19条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第22条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特約又は特例等の措置)

第23条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

(連帯保証契約)

第24条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 (甲) 新潟市

新潟市長 中原八一

借受人 (乙) 住所

名称等

連帯保証人 住所

氏名

**別紙**

第2条の規定による貸付物件の表示

**建物**

施設名称 新潟市北区役所  
所 在 新潟市北区東栄町1丁目1番14号  
貸付場所 1階 エントランスホール脇  
面 積 2.32m<sup>2</sup>

第23条の規定による特約又は特例等の事項

乙の代表者及び連帯保証人に変更が生じた場合、書面をもって速やかに甲に届け出るものとする。